

## 法人認証カードサービス運用規程 新旧対照表

(下線箇所は変更部分)

No	改訂箇所	新(Ver.3.90)	旧(Ver.3.80)
1	第3章 第1節 第3項	(2)申込書の押印に不備がある場合 連絡先に対し、申込書の再送付を依頼するか、申込書を返却して押印を依頼する。申込書を返却する場合は、簡易書留郵便で返送する。 <u>ただし、保管期間経過後に受取されない場合は、業務運用者が適切に廃棄する。</u>	(2)申込書の押印に不備がある場合 連絡先に対し、申込書の再送付を依頼するか、申込書を返却して押印を依頼する。申込書を返却する場合は、簡易書留郵便で返送する。
2	第3章 第1節 第3項	(4)利用者の錯誤等による申込の場合 連絡先に対し、利用者が予定する用途を確認した結果、本サービスが不適合と判明した場合は、送付された申込関係書類一式を簡易書留郵便で返送する。 <u>ただし、保管期間経過後に受取されない場合は、業務運用者が適切に廃棄する。</u>	(4)利用者の錯誤等による申込の場合 連絡先に対し、利用者が予定する用途を確認した結果、本サービスが不適合と判明した場合は、送付された申込関係書類一式を簡易書留郵便で返送する。
3	第3章 第7節 第2項	第2項 電子証明書および秘密鍵のICカードへの格納等 業務運用者は、電子証明書および秘密鍵のICカードへの格納等を以下のとおり行う。 取得した電子証明書および秘密鍵を暗号化したPKCS#11形式ファイルに変換して、ICカードに格納する。 PIN・休止用暗証コード通知書の印刷は、第2登録室から漏洩しない方法で行う。 ICカード、法人認証カードサービス電子証明書格納通知書およびPIN・休止用暗証コード通知書は、ICカードフォルダーへ封入し封緘する。 封緘作業まで終了した当該利用者の電子証明書および秘密鍵、 <u>PIN・使用休止用暗証コード</u> は直ちに保管されている業務用設備から消去する。	第2項 電子証明書および秘密鍵のICカードへの格納等 業務運用者は、電子証明書および秘密鍵のICカードへの格納等を以下のとおり行う。 取得した電子証明書および秘密鍵を暗号化したPKCS#11形式ファイルに変換して、ICカードに格納する。 PIN・休止用暗証コード通知書の印刷は、第2登録室から漏洩しない方法で行う。 ICカード、法人認証カードサービス電子証明書格納通知書およびPIN・休止用暗証コード通知書は、ICカードフォルダーへ封入し封緘する。 封緘作業まで終了した当該利用者の電子証明書および秘密鍵、 <u>PIN・使用休止用暗証コード</u> は直ちに保管されている業務用設備から消去する。